

自治体間連携部会設置要領

(総則)

第1条 滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき自治体間連携部会（以下「部会」という。）を設置することとし、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会部会運営規程（以下「運営規程」という。）によるもののほか、部会の運営についてこの要領に定めるものとする。

(業務)

第2条 部会は、規約第3条に掲げる業務にかかる滋賀県内の地方公共団体間の県域無料Wi-Fiの連携方策に関することを所掌する

(組織)

第3条 運営規程第2条の規定に基づく部会の部会長および部会員は別表のとおりとする。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、滋賀県県民生活部情報政策課に置く。

付 則

この要領は、平成28年10月18日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

	団体名
部会員	大津市
部会員	彦根市
部会員	長浜市
部会員	近江八幡市
部会員	豊郷町
部会員	学校法人立命館 立命館大学
部会員	滋賀県防災危機管理局
部会長	滋賀県県民生活部情報政策課